

予防訪問介護・日常総合支援事業・訪問介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 0856-32-3000

重要事項説明者 来米 千春 / 管理責任者 来米 千春

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 訪問介護むすびの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護 むすび [事業所番号：3270801149]
所在地	島根県益田市乙吉町イ342-1 第一ビル 206
介護保険指定番号	訪問介護（島根県 3270801149号）
サービスを提供する地域	益田市（美都、匹見を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

日～土	午前8：30～午後5：30
-----	---------------

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス従業者	介護福祉士、介護職員初任者 研修修了者あるいは訪問介護 員養成研修2級修了者	2名	2名	4名

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00	深夜 22：00～6：00
平日・土	※1	○	○	※1
日・祝日	※1	○	○	※1

※ 時間帯により料金が異なります。

※1) 早朝(6：00～8：00)深夜(22：00～6：00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. サービス内容

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など
②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など
③その他	介護相談等

4. 利用料金

(1) 訪問介護利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間]

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割) 1割(2割)(3割)
身体介護中心型	20分未満(夜間・早朝・深夜の身体介護に限る。)	1,670円	167円(334円)(501円)
	20分以上30分未満	2,500円	250円(500円)(750円)
	30分以上1時間未満	3,960円	396円(792円)(1,188円)
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円(1,158円)(1,737円)
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を加算	30分増すごとに84円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
中心型生活援助	20分未満		
	20分以上45分未満	1,830円	183円(366円)(549円)
	45分以上	2,250円	225円(450円)(675円)
通院等のための乗車または降車の介助		990円	99円(198円)(297円)

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200単位(200円)をいただきます。
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、毎月算定した総単位の13.7%分の一割負担金をいただきます。
- ※ ベースアップ等支援加算として、毎月算定した総単位の2.4%分の一割負担金をいただきます。

◎予防訪問介護・日常総合支援利用料

要介護区分	身体介護・生活援助が週1回程度の利用が必要な場合	身体介護・生活援助が週2回程度の利用が必要な場合	身体介護・生活援助が週3回程度の利用が必要な場合
要支援Ⅰ	11,760円 負担額1,176円	23,490円 負担額2,349円	
要支援Ⅱ	11,760円 負担額1,176円	23,490円 負担額2,349円	37,270円 負担額3,727円

※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200単位(200円)をいただきます。

◎訪問介護基準緩和型サービス利用料

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料	利用者負担額
訪問型サービス事業Ⅰ/2	1週間に1回の介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	9,400円	940円
訪問型サービス事業Ⅱ/2	1週間に2回の介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	18,790円	1,879円
訪問型サービス事業Ⅲ/2	1週間に2回を超える介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	29,810円	2,981円

※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200単位(200円)をいただきます。

(1) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先： 訪問介護むすび TEL 0856-32-3000)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 無料
②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 利用料の100%

(3) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。

③ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行引き落としまたは振込みとさせていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直後の平日)までに、事業所が指定する下記の口座にお振込みください。 ◎山陰合同銀行 出雲支店 普通口座3609793
現金払い	サービスを利用した翌月の末日(祝休日の場合は直後の営業日)までに、現金でお支払いください。

④ 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。

⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）または当事業所の担当者へご連絡ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します。)

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医および家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

(1) ご利用者及びご家族への対応

①最善の処置

訪問介護の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合、まずご利用者に対して可能な限りの緊急処理を行います。引き続き、担当医師への確認、状況に応じて救急隊を依頼するなど必要な措置を講じます。

②責任者への報告

すみやかに管理者へ報告し、指示を仰ぎます。

③ご利用者及びご家族への説明

できるだけ速やかにご利用者やご家族等に誠意を持って説明し、ご家族の申し出についても誠実に対応します。

④ご利用者及びご家族への損害賠償

事業者はサービスの提供にともなって、責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

⑤事故記録と報告

介護事故報告書を作成し、再発防止の会議を開催します。

(2) 行政機関への報告

渋滞な介護事故や利用者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに益田市へ報告を行います。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当：来米 千春 電話： 0856-32-3000

受付時間：8：30～17：30

(2) その他(当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。)

益田市役所 高齢者福祉課	所在地 島根県益田市常磐町1-1 電話番号 0856-31-0100 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金)
島根県 国民健康保険団体連合会	所在地 島根県松江市学園一丁目7番地14号 電話番号 0852-21-2811 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金)
島根県社会福祉協議会	所在地 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階 電話番号 0852-32-5970 受付時間 午前8時30分～午後5時(月～金)

会社の概要

社名：株式会社ソーシャルプランニングネットワーク

所在地：島根県出雲市中野美保南二丁目9番地6 ラピスラズリ3階

電話 0853-24-8405 FAX 0853-24-8406

代表者：代表取締役 園山 充彦

事業内容

訪問介護事業／福祉用具貸与事業／サービス付き高齢者住宅／居宅介護支援事業所 他